# |治体の行財政改革の方向

#### 田 村 明

て地方自治の問題が問い直されている。求められ、各地域ごとの自立と個性とが要請されている。そこで改め「地方の時代」といわれる。過度の中央集権や全国的画一化が反省を

この時点で自立的、自主的自治体に生まれ変わったはずであった。 これは戦前の地方制度や地方自治に対しては百八○度の転換であり、 きいものの一つは地方自治の変革であった。制度的にも憲法上にとく 中央各省庁は地方に対する従前の権限を誤り、これをいっそう伸長す 実質的変革は容易なことではなかった。すなわち、憲法は変わっても ず、運営してゆくための経験も未熟であった。また、わが国では明治 であったため、社会全体の中で地方自治の意義が十分把握されておら していったものでなく、 くにわが国の場合は、市民の自覚のもとに長い歴史的過程を経て成立 に一章を設けられ、国政とも対等な位置に地方自治が位置づけられた。 しかし、あらゆる制度は、 周知のように、第二次大戦後のわが国のさまざまな変革の中でも大 形式的にしか地方自治を認めず、これを中央集権化のための下 末端下部機関として位置づけてきた歴史をもっており、 いきなり憲法改正による「与えられた自治」 制度改正だけで動くものではないし、 その ع

> かかる姿勢にとどまった。 って運営してゆくだけの意欲と実力をもたず、相変わらず中央へ寄り

いればよいという有様であり、地方自治の理念とのギャップはもとよして、いわゆるお役所仕事として中央から与えられた仕事を処理してて自治体は下請機関であり、自治体内部には、戦前型の古い体質を残あったことは当然であろう。そこで、中央の側からすれば、依然としまに進んできた戦後の地方自治が、きわめて未熟かつ不十分なものでこのように、市民、自治体、中央という三つのレベルが不十分なま

方自治体自身もいきなり外から与えられた自治にとまどい、自信をも

補助金などさまざまな手段を構ずる。

また、

委任事務、

プは深まるばかりであった。り、時代とともに要請されてくる地方自治体への新しい期待のギャッ

方自治体の行政改革からは程遠いものがある。 しかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、そうはいうものの憲法制定後三〇年以上を経て、「与えらしかし、

わせてその問題点について検討してみたい。どうしても、国政レベルでの行財政改革が必要であり、この時期に合た地方自治体の行政改革が必要である。また、地方自治体の改革にはらない時期であることは確かであり、これまでの運営を本質的に問う運営から、新しい時代に応え、自治をより実質化してゆかなくてはな連営から、新しい時代に応え、自治をより実質化してゆかなくてはな

# 変動する地方自治体の実態

きた。そこでまずその変動の実情について主要な点を検討してみた。その中で地方自治も、はっきりと気がつかないうちに大きく変化してわが国は戦後の窮乏の時代から早くも成熟社会に達したといわれる。

### 地方自治体行政の比重の増加

ちょうど三分の一ほどになっているからでもあろう。しかし国庫補助ることからいわれたものであり、また国民の租税負担のうち地方分ものうち、自主財源である市税収入がおおむね支出総額の三割程度であよく現在の地方自治は「三割自治」といわれている。地方自治体財政

響力をもつことを示している。とによる拘束や、機関委任事務等の委任事務その他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務その他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務その他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務その他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務その他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務その他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務その他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務その他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務その他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務その他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務その他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務をの他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務をの他の中央からの統割をによる拘束や、機関委任事務等の委任事務をの他の中央からの統割をによる対象を行るということは、市民に大きな影響力をもつことを示している。

エイトになっているのである。
エイトになっているのである。
また、国民総支出に対する比率でみると、戦前はもちろん、戦後でまた、国民総支出に対する比率でみると、戦前はもちろん、戦後でまた、国民総支出に対する比率でみると、戦前はもちろん、戦後でまた、国民総支出に対する比率でみると、戦前はもちろん、戦後でまた、国民総支出に対する比率でみると、戦前はもちろん、戦後でまた、国民総支出に対する比率でみると、戦前はもちろん、戦後でまた、国民総支出に対する比率でみると、戦前はもちろん、戦後でまた、国民総支出に対する比率でみると、戦前はもちろん、戦後でまた、国民総支出に対する比率でみると、戦前はもちろん、戦後で

悪 1		抽方时的	国財政の総計及び統	計計較
-1X (	•	ナビノノ パリペス		カールし 半米

(単位:億円、%)

(1												
	国民総支出	歳出	出総額 歳出統計額		統計構成比		国民総支出に対する比率					
	(A)	国(B)	地方(C)	国(D)	地方(E)	合計 (F)	(D) (F)	(E) (F)	(D) (A)	(E) (A)	(F) (A)	
昭和10年度	167	22	21	19	21	40	47.5	52.5	11,4,	12.6	24.0	
16.	449	81	31	70	31	101	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5	
36	198,528	21,645	23,911	11,366	23,530	34,896	32.6	67.4	5. <i>7</i>	11.9	17.6	
40	328,125	38,883	43,651	20,052	42,959	63,011	31.8	68.2	6.1	13.1	19.2	
45	732,481	85,093	98,149	45,094	96,887	141,981	31.8	68.2	6.2	13.2	19.4	
50	1,517,970	227,584	256,545	121,569	253,877	375,446	32.4	67.6	8.0	16.7	21.7	
54	2,227,023	418,078	420,779	238,413	416,245	654,658	36.4	63.6	10.7	18.7	29.4	

- 注) 1) 歳出純計は、「国から地方に対する支出」及び「地方から国へ対する支出」を加算または減算して算定したもの。
  - 「国から地方へ対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政交付金等を含む)、地方譲与税、国庫支出金及び交通安全 特別交付金の合計。
  - 3) 「地方から国へ対する支出」は地方財政法17条の2の規定による地方公共団体の負担金。

資料:地方財政白書

地域的総合行政の必要性

戦後、 まざまの地域開発計画、 合的な計画性とその実行力が保障されなくてはならない。たとえば、 案過程はもちろん、実施過程においては、どうしても各地域ごとに総 資源も乏しく、 国土も狭いわが国を有効に利用するために、 国土総合開発計画が立てられた。これらの立

z

のである。 を受持つ比重を増した自治体は、 このように他律的とはいえ、

体の業務を拡大してゆくことになる。 ņ 社会的要請 も高いものである。 多数の公務員を抱え、 社会的には影響力を増加させている それらのサービスの浸透は、

直接財政的支出

自治

図1、就業者人口に占める公務員の割合 10 中央十地方公務員 9.3 8 (1979)6 3.6 中央公務員のみ 2 1880 1890 1900 1910 1920 1930 1940 1950 1960 1980 (昭和55) (明治13) (大正9) 矢野恒太記念会編「日本国勢図会1981」

院、消防署、図書館など ど、どうしても人事に の高いのも、 をえない。 員以上に多くならざる 増強することは、 きない部門である。 どうしても相当数の職 が建設されるたびに、 所、老人福祉施設、 で増加している。保育 頼らざるをえない部門 要求も高いものであ ていたこれらの部門を つながるが、従来遅れ 性の上昇はそう期待で ならず、これらは効率 員をはりつけなくては は、 こうした職員数の増 消防、社会教育な 財政の拡大にも その増加率 民生、 住民 病 衛

昭和三〇年代末から活発に行われた工業開発には、土地造成はもちろ と 運営してゆく能力が要求されることになったのである。

を築くためには、各地域が自信をもって地域経営を行っていく必要が て他にない。また、大都市圏への過度集中を抑制し、良好な生活環境 これを解決してゆくことが必要であり、その中心は地方自治体をおい よ、また都市化による市街地拡大等、広い意味の町づくりについても、 る。一方、地方の側からは「地方の時代」が提唱された。このような が論ぜられるなど、集中化に対する反省が国の側からもなさ れて 全総」では地方定住圏構想が示され、大平内閣では「田園都市」構想 た、複雑化した都市問題や環境問題、地域問題にも、地域に密着して いずれもハード面とソフト面を合わせた総合行政が必 要 で ある。 答申にも高度成長から安定成長へ向けて、⑴地方公共団体の自由性、 れている。また、昭和五四年九月に行われた第一次地方制度調査会の い、自主性のない役場的行政ではなく、新たな自治体の改革が要望さ 問題は工業開発だけではない。住宅地開発にせよ、都市再開発にせ このような背景の中に、昭和五二年一一月に発表されたいわゆる「三 そのためにも地域の中心として自治体が期待されるのである。 地方自治体の役割を強調することになり、従来の 能 率 の ②地方行政における地域的多様性の重視、③住民の自 ま

て挙げられている。金の整理合理化、行政事務の大幅な地方への再配分などが具体策とし金の整理合理化、行政事務の大幅な地方への再配分などが具体策としため、国の地方出先機関の整理縮小、地方財政基盤の確立と国庫補助国の関与のあり方についての改善が行われるべきだとしている。この

## 地域住民の自覚の上昇、地域紛争の増加

意欲がおきている。

意欲がおきている。

意欲がおきている。

の民主主義は、不十分ながらもしだいに定着をみせている。市民戦後の民主主義は、不十分ながらもしだいに定着をみせている。

たりにとったが、先進自治体の手によってその本来の姿へと一歩が進められたのでが、先進自治体の手によってその本来の姿へと一歩が進められたのでが、先進自治体の手によってその本来の姿へと一歩が進められたのでが、先進自治体の手によってその本来の姿へと一歩が進められたのでが、先進自治体の手によってその本来の姿へと一歩が進められたのでが、先進自治体の手によってその本来の姿へと一歩が進められたのでが、先進自治体の手によっている。

「は、不力ながらもしだいに定着をみせている。市民戦後の民主主義は、不十分ながらもしだいに定着をみせている。市民

問いなおされ、その内容の修正や再検討が求められることになる。 もなうなってきた。そこで公共事業のもつ真の公共性や市民性がなり、しだいに地域紛争が生じてくる。カネさえあれば公共事業が行なり、しだいに地域紛争が生じてくる。カネさえあれば公共事業が行は民は、公共事業だからといって無条件にこれに協力することはなくとして、さしたる抵抗もなく進められた。しかし、権利意識を増したとして、さしたる抵抗もなく進められた。しかし、権利意識を増したとして、さしたる抵抗もなく進められた。とする感覚に改めざるをえなくなってきた。そこで公共事業のようには、といるを表している。 は、公共事業は「お上」の事業のなった。 は、公共事業は「お上」の事業のなった。 として、さしたる抵抗もなく進められた。しかし、権利意識を増したとして、さした。 として、さしたる抵抗もなく進められることになる。

63

聞かないで強引に政策や事業を押しつけても、効果が上がらないことうまく予算を消化してくれる顧客になってくる。地方自治体の意見をの力を活用しなければならなくなる。そうしなければ、予算が消化さばよいのではなく、これを実行してゆくために、地域にある各自治体の力を活用しなければならなくなる。そうしなければ、予算が消化さばよいのではなく、これを実行してゆくために、地域にある各自治体の力を活用しなければならなくなる。そうしなければ、予算が消化さばよいのではなく、これを実行してゆくために、地域にある各自治体の力を活用しなければならない。これを実行している。地域に大変を増加させ、その実現をめぐって地域住民との間広域的な施設の必要を増加させ、名の実現をあった。

大に対応して、より地方自治体の責任によって自主的に行われるよう、治意識の向上が挙げられている。さらに、国と地方との行政分野の拡

主性強化も、そうした背景の中に生まれたものだと見ることができる。いうことだし、第一七次地方制度調査会の答申の中にある自治体の自ってきた。先に述べた「定住圏構想」も、地域ごとに自主的にやれとかりした実行能力をもつことが期待するようになってくるのである。が経験されてきた。その中で、中央省庁としても、地方自治体がしっ

## 先進的自治体の先導的政策の成功

代を先取りする政策を打つようになる。それらは公害などの環境整備 末から、ようやく先進的自治体が地域の実情と住民の要請を受け、 このような客観的な地方自治体の役割の増加に加えて、昭和三〇年代 楽しいショッピングモールが自治体の手で成立し、 くの都市が実践するなど、社会的実態としての効果をあげている。 ンション建設などの指導も、 なる。そのほか、要綱行政といわれる一連の宅地開発や日照問題、 五年公害国会といわれる中で、公害関係法案一四件が成立することに について、国に先導することに始まった。その結果中央でも、 る一連の動きも完全に自治体先導で行われた。 た、人間的な都市づくりについては、国道に買物公園をつくったり、 関係法規の不備を補い、 文化行政といわれ 全国で九〇〇近 昭和四 ま 時 7

い。

自治の基本である市民参加は、論争を乗り越えて今や当然のことと自治の基本である市民参加は、論争を乗り越えて今や当然のこととの、自治体で成功することによって、国でも施策化しているものも多い、自治体で対する自立性の強化という先進自治体のさまざまな試みの中で定着に対する自立性の強化という先進自治体のさまざまな試みの中で定着に対する自立性の強化という先進自治体のさまざまな試みの中で定着に対する自立性の強化という先進自治体のさまざまな試みの中で定着に対する自立性の強化という先進自治体のさととがいめば、これも先進自治体によって官僚型役所体質の変換と、中央されたが、これも先進自治体によって官僚型役所体質の変換と、中央されたが、これも先進自治体によって官僚型役所体質の変換と、中央されたが、これも先進自治体によって官僚型役所体質の変換と、中央されたが、これも先進性を失っているところではできない行政である。

な変化をとげてきたのである。 このように自治体は当事者の思う以上に客観的にも主観的にも大き

# 自治体行財政システムの問題点

し、自治の本来の姿からみても問題がある。きな変化である。しかし、全般的にみてはまだそこまでいっていないではかなり進んだ施策が謳われるようになってきたことは明らかに大このように自治体の役割が客観的にも増大し、いくつかの先進自治体

点を検討したい。

「実際のところ、自治体はその内部における非民主性を多く残してい実際のところ、自治体はその内部における非民主性を多く残していまな検討したい。

「実際のところ、自治体はその内部における非民主性を多く残してい実際のところ、自治体はその内部における非民主性を多く残していまな検討したい。

市町村は、広域行政)の四つの面がある。体の関係、闫地方自治体内部の問題、四地方自治体相互の問題(県とは題は大別すると、臼中央省庁と自治体の関係、臼地域住民と自治

る点を重点に、以下主要な問題について論じてみよう。とれば、自治の理念からだけでなく、実務的に見て効率を失っていまざまにからみあっているのでいちいちこれを分析する余裕はない。にではなく、中央との関係が大きいといった点にある。そのほか、されば、自治体内部の職員はレベルが低いなどと言われるが、原因は内部れば、自治体内部の職員はラベルが低いなどと言われるが、原因は内部は、直には、自治体内部の職員は東京のでいるの人で、変のにのでは、自治体の関係で主体性がなくなっている点を重点に、以下主要な問題について論じてみよう。

#### 自治体の非主体性と受動性

である。国と地方とは親子の関係とか、ちょっとベルを押せば、ずっけられていたことは、すでに各方面でたびたび述べられているところ戦前型の自治体が、自治というよりは国の末端執行機関として位置づ

たし、それが地方自治だと考えていたようである。と隅まで響に応ずるような、とかが当時の中央の為政者の考えであっ

はただの受動的な下請執行者であった。 うやり方である。つまり中央官庁だけが、政策主体であって、自治体うやり方である。つまり中央官庁だけが、政策主体であって、自治体せ、あるいは中央で補助金を制度化し、自治体にこれを使わせるとい考えられていた。中央で法律や制度をつくり、これを自治体に執行さ実には中央各省にとって地方自治体は相変わらず便利な執 行 機 関 と戦後、そうした自治体は一八〇度方向転換したはずであったが、現

ます強化され画一化してきている。 ます強化され画一化してきている。

ないものは利用されなくなるから、中央の側でも十分吟味された政策の策判断をしたうえで、効果の高い補助金として活用するし、効果の正ついてだけ中央の補助金があるならば、地方自治体財政は、その二、三%を占めており、これによって制御される自治体財政には合きする。そのうえ、地方債が一二%程度あるので起債許可権を三%を占めており、これによって制御される自治体財政には、中央三%を占めており、これによって制御される自治体財政は、その二、三%を占めており、これによって制御される自治体財政は、その二、三%を占めており、これによって制御される自治体財政は、その二、三%を占めており、これによって制御される自治体財政は、その二、三%を占めており、これによって制御される自治体財政は、その二、三%を占めており、これによって制御される自治体財政は、その二、三%を占めており、これによって制御される自治体財政は、その二、三%を占めており、これによって制御される自治体財政は、その二、三%を占めており、これによって制御を持ている。

なる。と補助金しか立案できない。ということは、効果の高い政策が可能に

#### 総合的地域政策の欠除

い。 当性があるといっても、その総和が合理的であり、正当と は 言 え なえていれば、全体の財政は破綻するのが当然である。個々の政策が妥する以上、常にその拡大へと向かいやすい。しかし、無限の要求に応くに自治体は、市民との直接のつながりをもち、人的サービスを主に自治体のみならず、政府の役割の増大は世界各国に共通している。と自治体のみならず、政府の役割の増大は世界各国に共通している。と

社会的需要は、あまりにも増大してしまっているからである。が、だからといって「夜警国家」に戻ることもできない。現代社会のが行われる。私も原則的に極力小さい政府が望ましいと考 えて い るそこで全体の規模を抑えるために「小さな政府」を求めて行政改革

る。 の、総合性のないものとなり、見えない非効率が行われているのであり、総合性のないものとなり、見えない非効率が行われているのでまたを一名局のほとんどが、個別に政策を立てて法令や補助金を地方自治体である。しかし、問題は地方自治体の主体性を認めないため、中央省が後とも市民生活を維持向上するための最低保障や環境整備は必要

が形成される。こうなると、隣の部はもちろん、隣の課や係でも相互自治体の中での組織は、国の各省庁局に対応して作られ、何々一家

現在の複雑な行政では非効率は、いっそう著しいものとなる。 る。とくに戦前のように行政の事務事業も少なかった時代と異なり、 されないのは、 組織になっている。民間会社なら当然に相互協力をするところが実行 協力をしない。それは委任事務など中央からタテ割りに下りてくるの 自治体レベルでは隣の人との間でも全く関係がないという奇妙な 自治体の側から独自に組織されたものでないからであ

運用することができる。それでも辛うじて現在、中央省庁の大同小異 ようになってきた。 のバラバラの政策と、 れにはきちんとした自主財源が自治体にあれば、それを最も効果的に ターケアー、 施設を作ればよいというのではなく、ソフト面からの管理やアフ 域では各省庁局の専門別な対応とは違い、 施設によって生じたヒズミの解消も重要なのである。そ 自治体レベルで取捨選択して総合化が図られる 総合的施策が必要であ

は、 せることになっている。 神を助長すれば、 であり、 ちの自主的な資金だと思えば、それを節約することがすぐれた政治家 体ばかりでなく、住民要求も無責任に増加させる原因になる。 助長させることは、自分たちのカネと思わないことで、それが各自治 をただせば同じ国民の貴重な税金である。それに「たかり」の精神を へ安易に走らせ、それが自治体の能力と勘ちがいされる。補助金も元 の活用に向かわせず、中央への「たかり」や「おんぶ」といった行動 なく、自らの智恵で限られた資源をどう運用しようかという経営能力 しまう。そして第四には、自治体の自主性、政策能力を憂うばかりで となり、自治体の自主性を殺ぐばかりでなく、事業効果を減少させて 手間の費用も税金であり、摩擦のロスとして消費されている。第三に にも述べた総合性を欠除させる。第二には補助金獲得のための煩雑な 出すかにある。そこにさまざまの悪弊を増長させている。第一には先 しかし今でも、自治体の重要な仕事は、中央の補助金をいかに引き 補助金は画一的基準で運用されるため地域の実情を無視したもの 行政官になる。ところが、他人のカネとしての「たかり」精 その悪循環は止まらず、国民の税金を無用に消費さ 自分た

応じて用いるのでなければ、財源はいくらあっても足りない。自主財源 財源は限られている。それを総合的に判断して各自治体の必要性に

か

といった無駄も避けられる。自治体の総合政策の欠陥は、 必要性の高いものに、 で随分大きな非効率と無駄を生んでいるのである。 しぼられる。そして、 かり」精神ではなく、限られたものをどう配分するかに真剣に智恵が であれば、中央の一省一局だけの施策で決めるうえでも、 補助金をもらったからには無理でも消化しよう 地域の実情にあった方法で使用できる し、「た 見えない所

#### 政策権限と能力の欠除

然的に自治体全体としての政策能力が欠如してしまう。 力だけが必要になり、的確な判断能力や政策能力を要求されない。必 ら、政策は中央で立てればよく、主体性のない自治体職員には執行能 になると、これが一変してしまう。同じ行政という用語を 用 ら、専門家としてそれらの能力を発揮しやすい。ところが、地方行政 実に当っており、多量の情報を受けとりやすい立場にいるのであるか らに政策立案能力である。行政官は最も日常的に、しかも恒常的 中央行政官に要求される重要な能力は、総合的な知識と判断能力、 いる z

を行ってきたわけである。 さないようにしてきた。これでは現在の資源を活用せず、 らず、これまでは地方自治体に権限を下ろさず、その政策能力を伸ば だけの権能を有することが必要である」としている。それにもかかわ 地域の振興のために、その自主性と責任において総合的に対応できる おさらであり、一七次地方制度調査会の答申でも、「地方公共団 体 市づくりや、生活環境の保全整備、 る。とくに、全国画一的には処理できず地域地域での政策が必要な都 考えやすい立場にいるのは、実は中央官庁ではなく、地方自治体であ 地域の問題を最もよく受けとめ、その現実を知っており、 地域産業の振興などについてはな 無駄な行政 対応策 が

た言い方で通用したのは一昔前で、 ではなく国で決めたことだから」ということですませてきた。 い内容、 |責任はもたず、住民からの異論に対しては、「自分たちが決め た )を住民に伝える「お上」の代理者であった。しかし、 これまでの自治体は、 方法などを提示しなくては、住民は納得しないであろう。 政策権限がないのだから、中央から受けたも 現在はもっと合理的な根拠や、 代理者は自 の

0)

小さな点を国の側から監督してカットしてゆこうというのは、目に見れている点を国の側から監督してカットしてゆこうというのは、目に見るだろう。しかし、それよりも根本的な問題は、「下手に権限を 背負 るだろう。しかし、それよりも根本的な問題は、「下手に権限を 背負 るだろう。しかし、それよりも根本的な問題は、「下手に権限 を 背負 るだろう。しかし、それよりも根本的な問題は、「下手に権限 を 背負 あるから、移管については個々につき十分具体的に検討する必要はああるから、移管については個々につき十分具体的に検討する必要はああるから、移管については個々につき十分具体的に検討する必要はああるから、移管については、場行政から市町村行政への移管についても、逆自治体によっては、県行政から市町村行政への移管についても、逆

#### 住民との相互不信

できるシステムに自治体を改革してゆくことである。

本当の意味の改革は、非効率やムダや非市民性を自らの中でチェックにしてしまうことになり、本当の意味の改革とはならないであろう。も変えないので、相変わらずより不効率であり、より非市民的なものえた小額を削減したとは言えても、自治体というシステム自体を少し

信頼をもっているかは疑問である。れにもかかわらず、地域住民がどれだけ自治体の業務に関心をもち、の信託を受けて、地域住民のための責務を行っているはずである。そ地域住民は、もちろん自治体を構成する主体であり、首長や議員はそ

すでに述べてきたとおり、これまでの自治体が国の下請として「お

予算の源は、

一税にしろ国庫支出金にせよ、国民の税金であることに

く、住民に顔を向けさせなくてはならない。 はる関係が、この他にもたくさんある。国に顔を向けた自治体ではな国庫補助事業についても、同様なことが言える。住民に不信感を抱か自治体の職員であっても、「われらの職員」ではない立場なのである、や多量の機関委任事務は、自治体が国の機関とされており、その場合、上」として現われてきたとき、それは住民自治の信託者ではない。い

などと言う。 さない。そこで、現在ではどの首長も市民参加、市民本位、市民主体えない。そこで、現在ではどの首長も市民参加、市民本位、市民主体

行政を乱すことにもなる。言わぬ多くの住民の資源や権利を奪うことにもなりかねないし、総合て、無責任に個々の強力な住民の意見を取り上げることになれば、物的な総合政策、主体性を持っているかどうかである。もしそれがなく的なし、問題は顔を向けるだけで済むのではない。そこで真の民主

行政の姿勢が住民に向くとともに、住民全体の利益の視点に立つことが必要である。行政と住民が相互に信頼していれば、安易に「イエス」営してゆくことにはならない。住民の要求はさまざまであるし、相互営してゆくことにはならない。住民の要求はさまざまであるし、相互営してゆくことにはならない。住民の要求はさまざまであるし、相互営かが必要である。行政と住民が相互に信頼していれば、安易に「イエス」はならない。また本当に要求を全部入れるなら、一方に膨大な負担に矛盾も多い。また本当に要求を全部入れるなら、一方に膨大な負担に矛盾も多い。また本当に要求を全部入れるなら、一方に膨大な負担に矛盾も多い。また本当に要求を全部入れるなら、一方に膨大な負担にからより、理由をはっきりし、「ノー」といえる関係が生まれる。というより、理由をはっきりし、「ノー」といえる関係が生まれる。というより、理由をはっきりし、「ノー」といえる関係が生まれる。というより、理由をはっきりし、「ノー」といえる関係が生まれる。というよりにはならない。

#### 行政手法の固定化

は、予算を最も多く用いる部門が尊重される。込められていた。それは、法令の執行と、予算の消化である。そこで地方自治体の行政は、これまであまりにも固定的な狭い枠の中に閉じ

には用いられない。 慎重になるべきなのに、実態は逆になる。これでは国民の税金が有効代わりはない。これを最も多く用いる部署は、それ以けより謙虚に、

には野力が向けられなくなる。そんな余計な努力をするよりもなる。 には努力が向けられなくなる。そんな余計な努力をするよりもたくさまざまな工夫の中で、地域にある資源を活用するという幅の広い業務としても尊重されるという気風がある。逆に予算を切り詰めたり、さぶんどり合戦」が行われ、これを行うものが、政治家としても行政官が政各部門においても、自治体と国との関係でも、すべて「予算の

域全体が住み、働くのによい環境であり、そこで住民が充実した生活のであるから、国民にとって有効な小さな政府になるわけがない。有力な人々が、自分のふところを痛めないで予算を消費しようとするこれでは国民の税金が一種の私物化されているわけであり、多くの

ならない分野に有効に回せるわけである。これらの力が有効に働けば、予算は、どうしても公的資金でなければし、さまざまの企業や団体、住民が活動してできてゆくものである。ではなく、公的な機関である公団、公社や中央政府の下部機関もあるを送れることである。そのために活動しているのは、自治体行政だけ

行政が必要なのである。その獲得と消化ということだけでない。もっと弾力的な智恵をしぼる食いちぎられ、拡大してゆくだけである。予算はもちろん重要だが、家も、職員も、また住民までも同調していたのでは、予算は非効率にあるが、智恵を働かせ、努力をすることを怠ってしまう。それに政治たんなる予算のぶんどりと消化は、行政にとってはもっとも安易で

# 自治体改革の原則とその効果

れる。民主的改革は一時的なつけやきばではなく、不断の反省として独善化し、閉鎖的で非民主的な自治体であっては、本来の意義は失わの原則は、民主的改革である。どんなに効率的であっても、官僚化し、そこで自治体を改革してゆくには次の五つの原則が考えられる。第一

常時行われるべき改革の原点である。

任主体でもあらねばならない。 住主体でもあらねばならない。 にする主体性、自立性、能動性をもちらることだし、それはまた貴いら用語がすでにそのことを意味している。主体性とは、当然のこと能にする主体性、自立性、能動性をもたなければならないし、自治とにする主体性、自立性、能動性をもたなければならないし、自治と下請的、受動的、他律的であったが、今後の自治体は、地域経営を可第二の原則は、主体的能動的改革である。これまでの地方自治体は第二の原則は、主体的能動的改革である。これまでの地方自治体は

総合経営の中で事務事業は取捨選択されうる。 に総合的に活用しうる能力とシステムを整えることが必要である。 をのではない。地域の土地や物的・人的あらゆる資源を、目的に沿っものではない。地域の土地や物的・人的あらゆる資源を、目的に沿っある。総合行政とは、ただ総合計画を立てるといった意味にとどまる断されバラバラになっていた行政を、総合行政として組み直すことで断三の原則は総合経営的改革である。これまで中央省庁によって分

の中での効率性である。く、総合経営の中で考えられた目的性がはっきりしており、その範囲ろう。もちろん効率性は、何でも人とカネが少なければよいのではななら、少ない人的・物的資源で達成できるようにすることは当然であな四の原則は、効率的改革である。同じ目的で、同じ結果を求める

後の自治体の課題である。体がおかれるのではなく、自治体自体を文化的にしてゆくことも、今体がおかれるのではなく、自治体自体を文化的にしてゆくことに自治体そのものが、一つの地域文化でもある。地域文化とかかわりながら自治第五の原則は、文化的改革である。地域文化とかかわりながら自治

ことはどのような意義があるだろうか。 それではこのような自治体が自立し、民主的に総合的に運営される

自治体の側からも、その他の全国的レベルの機関からも、比較的早目崩れることがあっても、その自治体内部の住民の手からも、また他の果たすことができる。また、一つの自治体内での民主的政治が仮りに地方自治は、国全体の暴走をチェックしうるし、民主的な安定作用をれないようでは、わが国の民主政治は不可能ということになる。真のにすることである。この小さな身近な単位において民主的政治が行わまず政治的視点からは、自治体を民主主義の学校であり、その母体

なりのチェック能力を発揮できるようになるはずである。である。これらの経験は、国レベルの非民主的な政治に対しても、か可能だし、そうした訓練を経て民主主義は維持されるし、成長するのなる。市民に遠い中央が非民主的暴走をするよりは、十分チェックがにチェックがかけやすい。それは早目に他の自治体への自省の手と段にチェックがかけやすい。

のとはならないであろう。
のない地方自治では、全国一色になるだけで、国土は質的に豊富なも狭いながらもきわめて豊富な内容をもつことになる。自主性、主体性さらに新たな独特な文化を育ててゆくことによって、この日本列島はのを防ぐことになる。日本という特色ある風土と歴史をもつ各地域が、のとはならないであるものをつくり、全国が画一的に塗りつぶされる社会的には、地方自治は地域ごとに個有な伝統や文化を保存し、ま

材経済の点からもきわめて有効である。だとすれば、数多くの有能な人々に活躍の場を与えることになり、人だとすれば、数多くの有能な人々に活躍の場を与えることになり、人ンスを与える。地方自治体は別に国の下請ではない。独立の政策主体また、地方自治によって、各地にいるさまざまな人々に多くのチャ

では実質的効率をあげることになり、相対的により小さな政府へつない。全国各地が特色をもって豊かになることは、また新たな経済活動を呼びおこすことになるかもしれない。また、産業政策 に 特 化 せ 財政効率という意味の経済性ばかりでなく、地域が総合的に経営され、建設され、サービスされることによって、国民生活も 豊 か に なれ、建設され、サービスされることによって、国民生活も 豊 か に な 財政効率という意味の経済性ばかりでなく、地域が総合的に経営され、建設され、サービスされることによって、国民生活も 豊 か に な 財政効率という意味の経済性ばかりでなく、地域が総合的に経営され、建設され、サービスされることによって、国民生活も 豊 か に な けっている。 中央の補助金政策についても同様であり、今の があいまって効果を発揮すれば、いろいろな特色ある地方的組合せが があいまって効果を発揮すれば、いろいろな特色ある地方的組合せが があいまって効果を発揮すれば、いろいろな特色ある地方的組合せが があいまって効果を発揮すれば、いろいろな特色ある地方的組合せが があいまって効果を発揮すれば、いろいろな特色ある地方的組合せが あいまって対 とになる。

**本としてはより高度である。** 集中システムよりも、部分部分での情報処理を可能にした方がシステば、現在のマイコン時代に似ている。巨大コンピューターによる一点こうした民主的総合地域経営体としての自治体は、比喩 的 に 言 え

効率的になるのである。

松野のになるのである。

ない、政治・社会的にだけでなく、経済の点でも高度のシステムとしている。ところが、成熟社会化した時代では、逆に中央集権は非効率になってしまい、地域地域で適時適切な総合判断が必要になったこととよる。ところが、成熟社会化した時代では、逆に中央集権は非効率になる。ところが、成熟社会化した時代では、逆に中央集権は非効率になる。ところが、成熟社会化した時代では、逆に中央集権は非効率になる。ところが、成熟社会化した時代では、逆に中央集権は非効率になる。ところが、成熟社会化した時代では、逆に中央集権に対策をいが、対策をはある。

## 自治体の実践的改革

民が、その改革について十分理解することが必要である。は中央行政の改革とともに行われなければならず、また国民である市少し具体的、実践的に検討してゆきたい。もちろん地方自治体の改革それでは今後の地方自治体の行財政改革を原則論にとどまらず、もう

略に言えば、「民主的、地域総合経営体」として考えたい。を求め、この目的のための経営に当るものである、と考えられる。簡要性を認識し、自主的に必要なルールを定め、地域住民に税金や負担居住する地域と生活を守り、よりよくしてゆくために共同して当る必地方自治体とは、独立した自由な地域住民(市民)が、自分たちの

をと言えるであろう。 精神ではなく、税金は自分たちのカネだという意識があれば当然のこよる租税の削減を求めることもありうる。これは他への「たかり」のア州に見られた「提案一三号」のようないわゆる「納税者の反乱」にている。それが行われない場合、住民は、場合によってカリフォルニ選択し、最も合理的な手段を総合的観点から運用することが期待されこのためには限られた資源を最大限に活用して、目的に従って取捨

業をやめ、住民に対するサービスをやめればよい。それは逆に非民主された意味だけに用いるのではない。自治体財政を黒字にするには事ここで経営体とは、自治体の財政の収支を黒字にするという矮少化

字決算をしても、それはつけを後回しにしただけである。に収支の赤黒に出てしまう。しかし仮に多額の借金をし、見かけ上黒の民間企業では資金繰りとして現われるのが、自治体財政では、もろが承認されるかされないかという権力関係で赤字黒字が決まる。一般ドンブリ勘定財政であるから、地方債という借金をすればよい。これ的な官僚的自治体をつくってしまう。また現行財政制度では、単年度

かんが見かけ上の収支を決めているのは事実である。

いるの情任も合わせて論議されるべきであろう。自治体の場合は国議の前に、多額な赤字国債を乱発してきたいわゆる社会的要請の内容と、その責任も合わせて論議されるべきであろう。自治体の場合は国民に行政改革は社会的要請として訴えられている。そのつけの回転が民に行政改革は社会的要請として訴えられている。そのつけの回転が民に行政改革は社会的要請として訴えられている。そのつけを回された国国の赤字国債が、社会的要求として当然のことのように実行された国の赤字国債が、社会的要求として当然のことのように実行された

あり、地方財政は自分たちの必要を整えるために、自分たちで負担し 地域住民が、地方自治体は自分たちのために自分たちの作ったもので のになり、またそれが、個々の活動をも長い目では支えるのである。 それぞれの活動は、個のためだけでなく地域にとっても意味のあるも かである。それは当然、 人的·物的資源、 題だけではなく、 である。自分のものなら自治体の施設も資金も粗末にすることはある たものと考えることであり、 まい。自分のものであれば「たかり」はありえない。つけは自分に返 ってくるからである。 それはさておき、経営主体とは、このような見かけ上財政収支の問 民主的、地域総合経営体とするためには、簡単に言えばまず第一に 地域にある企業の活動も含むものであり、それによってこそ、 資金、 先にも述べた地域全体をよりよくしてゆくために、 土地をいかにうまく活用し、組合わせてゆく 地域で行われる中央省庁や公団公社などの活 実態の諸制度をいかにそれに近づけるか

源なら一方を増やすことは必ず他を相対的に削っていることになり、と、対象地区の反対とは常に共存する。予算の配分にしても、自主財ある。道路、ゴミ焼却炉建設等をとってみても、全体に対する必要性第二には、自治体内部の矛盾をどう民主的、合理的に解決するかで

る。 たちのものとしての合理的なルールを模索しながら設定することになたちのものとしての合理的なルールを模索しながら設定することにな全体がうるおうことは、負担の増加なしにはありえない。そこで自分

なる。 第三には、その上に立って、将来を見きわめた総合的な地域経営体 第三には、その上に立って、将来を見きわめた総合的な地域経営体 なる。

たい。それは、国、自治体、住民の全体の意識とシステムの改革になたい。それは、国、自治体、住民の全体の意識とシステムの改革になきって有効であるとは限らない。もちろん働きのないスタッフが高給をとっているのであれば、これを合理的基準に押えることは当然であるとって小るのであれば、これを合理的基準に押えることは当然であるとっているのであれば、これを合理的基準に押えることは当然であるとっているのであれば、これを合理的基準に押えることは当然であるとっているのであれば、これを合理的基準に押えることは当然であるとっているのであれば、これを合理的基準に押えることにもなる。施設建設にしてもて効率の悪いものを負担させられることにもなる。施設建設にしてもない。

∫ ∫全部自治体の自主財源として配分する。(※自治体の自主財源を強化し、国庫支出金は特殊なものを除き、

る。

(近明化する。 (1) / ミュージー・ (1) / ミュー

はなく、自分たちのものとして明確に意識することができる。自分た資金であり、「おんぶ」や「たかり」あるいは中央からの 「恩恵」でておいた方が効果的である。それなら住民にとっては自分たちの共同ばならないのなら、初めから自治体の大部分を自主的な一般財源としいろいろな経過を経ても、結局、自治体レベルでの執行を行わなけれいろいろは同時に成立するところで効果がある。行政支出の主体がこの二つは同時に成立するところで効果がある。行政支出の主体が

手の小槌を求める行動になり、これが中央政府の自治体支配要求と合れに応えようとする行動をとるだろう。それは国庫の補助金という打で情報が公開されても、住民の無限の要求はやまず、また政治家もその負担を増やすことである。その因果関係のメカニズムが明確に理ちの負担を増やすことである。その因果関係のメカニズムが明確に理ちの資金だということは、それ以上の需要に対しては、改めて自分たちの資金だということは、それ以上の需要に対しては、改めて自分たちの資金だということは、それ以上の需要に対しては、改めて自分たちの資金だということは、それ以上の需要に対しては、改めて自分たちの資金だということは、それ以上の需要に対しては、改めて自分たちの資金だということは、それ以上の需要に対しては、改めて自分だちの資金だということは、それ以上の需要に対しては、改めて自分だちの資金だということがある。

致して非効率な支出を増加させるのである。

実現されなくてもよいという選択もまた当然にありうる。実現されなくてもよいという選択であり、負担はしたくないから事業は一位での関係であり、負担はしたくないから事業は一位では、市債の発行と、これの返還のための財源を得るための世紀を示し、この財源で、特定の事業を行うメカニズムを明らかにしていれば当然であろう。その関係が明確にされたうえで、住民によしていれば当然であろう。その関係が明確にされたうえで、住民によりでいれば当然であろう。その関係が明確にされたうえで、住民によりでいれば当然であろう。その関係が明確にされたうえで、住民によりていれば当然であろう。その関係が明確にされたうえで、住民によって自主的に決定すればよい。借金をしても大きな政府を望むなら、おけば、それを有効に配分した後に、なお増をこで自主財源だけであれば、それを有効に配分した後に、なお増をこで自主財源だけであれば、それを有効に配分した後に、なお増

が痛まないでは済まないと思うことで、そこで自治体財政は中央や役ろいろありうるであろう。要するに、要求を増すことは自分たちの腹あって、その関係が住民に明瞭であれば、手続きや方法は、他にもい住民投票というのは、支出と負担の関係を透明化する手段の一つで

て、国庫支出金として自治体財政に繰入れられなくてはならない。体の間の関係の透明化の問題として、必要な費用を合理的 に 算 定 しへ委譲すべきだが、仮にどうしても残る部分があるなら、中央と自治は、中央から地方自治体への委任事務で、これらは原則として自治体これに関連して簡単にいくつかの問題を指摘しておこう。その一つ所のものでなく、本当に自分たちのものとなるのである。

復するしかない。「大きな政府」になることを 自動的民主的に チェッ どんな行政改革を加えても、その後に「むしり」や「たかり」で元へ くいものは、結局、自治体財政を自分たちのものとして受取らなくな 雑すぎて、住民からみては全く不透明である。住民にとってわかりに 体が交付税を受けるというのは、この制度の趣旨からみて疑問で、 改革は困難と言わざるをえないであろう。 い。自治体レベルでまずこうしたシステムができないようでは、 クできる仕掛けをシステムの中にビルトインしておかなければならな り、合理的判断と財政規模拡大のチェック機能を失う。そうなれば、 方税法を合わせて改正すべきであろう。また、交付額の算定基準も複 の相当部分は自主財源の形で自治体の直接収入となるように国税、 付税も再検討が必要である。こうした制度は必要だが、大部分の自治 また、自主財源で住民が自分のものだと考えるとき、 現在の地方交 そ 地

) ∫※自治体行政のヨコ糸としての実践的総合化とで、その構造を断ち切らなければ行政改革は効果があがらない。予算のぶんどりとは、結局、中央政府の財政を無限に拡大してゆくこ子算のぶんどりとは、結局、中央政府の財政を無限に拡大してゆくこー―負担の増加、住民による選択」という構造に変えることである。正のほか先にも述べた「国からの予算のぶんどり――国 か ら の 恩

性をもって仕事をしてゆくシステムが必要である。 である。そのためにもタテ割り的な仕事の処理ではなく、幅広く融通った仕事や人員をカットして、必要なところへ回してゆくことが必要けでは、その非能率は変わらない。不要になった仕事や、意味の薄くなない。今のシステムをそのままにしておいて全体を圧縮するというだけでは、洗地域の総合経営のための組織として自治体の再編成 ( | ※地域の総合経営のための組織として自治体の再編成

ってヨコ糸の役割を果たすことが必要である。 いてヨコ糸の役割を果たすことが必要である。 現在では通常、企助が後回しで、それぞれの部局が個別的な価値判断に立って、個別的に業務を遂行してきた。これは、見えないロスを生じ、余計な人員をいかにつなぎながら、全体的価値判断、政策目標をもって実践的に常にコントロールし、プロモートする組織が必要である。現在では通常、企いからでは、自治体をヨコ糸的につなぎながら、全体的価値判断、政策目標をもって実践的に常にコントロールし、プロモートする組織が必要である。 現在では通常、企助が後回しで、それぞれの部局が個別的な価値判断に立って、個別的断が後回して、とれぞれの場所を表示している。

地域経営という壮大なドラマがうまく行われるはずはない。そして、 らよいかを総合的に考える組織が必要である。それは演劇にたとえれ 及ぼさざるをえない。そこで、 的にも歴史的にも国土的にも、 考えられる。一定の地域空間に存在している諸施設や諸活動は、 自治体の存在目的は先にも述べたように「民主的総合地域経営体」と 外にこの役割を負えるものはない。 い。一定の地域において、住民を主体とした共同組織である自治体の また、たんに自治体内部の総合化だけにとどまっていてはならない。 照明といった役割にたとえられる。そうした人々がいなければ、 俳優ではなく、脚本家、プロデューサー、演出家、大道具、 個々の住民や企業でもなく、また中央官庁でもありえな 地域住民全体の生活と活動をどうした 経済的にも、社会的にも互いに影響を 小道 空間

(※固定的マニュアル庁汝から自発的創造庁汝への伝換職員とそれを活かすシステムへの再編成が必要である。これまでの自治体はほとんど働いてこなかった。このためには有能なる。ただし、事務事業ではなく、地域の総合経営システムとしては、間経営でよい。それに競走関係の中で合理的経営ができる か ら で あた。しかし、事務事業は少ないほどよい。民間で経営可能なものは民

れまでの自治体は、自ら事務事業を行うことだけを中心としてき

【※自治オンブスマンの設置】 ※ボランティア職員の活用 | ※ボランティア職員の活用 | ※住民に開かれた民主的な職員の養成、外部との人事交流 | ※固定的マニュアル行政から自発的創造行政への転換

(3)

創造性が尊重されることになろう。 創造性が尊重されることになろう。 のな自治体であれば、限られた資源をどう効果的に用いるか、自発的下させ、職員の意欲を殺ぐ。カネも人も有効に働かせていない。自主がほとんどできない。固定的な画一主義は、実情と遊離し、内容を低て自発的創造性を発揮し、より効果の上がるものにしようということ計検査院の検査も厳格な形式主義をとるので、具体的な事務に合わせ計検査院の検査も厳格な形式主義をとるので、具体的な事務に合わせ計検査院の検査も厳格な形式主義をとるので、具体的な事務に合わせいから、すべて固定的マニュアルどおりにやればよいことになる。会

うに活性化されていなくてはならない。 うに活性化されていなくてはならない。 うに活性化されていなくてはならない。 方に活性化されていなくてはならない。 方に活性化されていなくてはならない。

また、住民に対しても秘密主義でなく、信頼関係に立つことが必要また、住民に対しても秘密主義でなく、信頼関係に立つことが必要また、住民に対しても秘密主義でなく、信頼関係に立つことが必要また、住民に対しても秘密主義でなく、信頼関係に立つことが必要また、住民に対しても秘密主義でなく、信頼関係に立つことが必要また、住民に対しても秘密主義でなく、信頼関係に立つことが必要また、住民に対しても秘密主義でなく、信頼関係に立つことが必要また、住民に対しても秘密主義でなく、信頼関係に立つことが必要

④ {※地域環境から特別に利益を受ける者の利益還元。 {※地域環境に特別に負担をかける者の特別負担。

※地域利害の調整金の運用と地域環境の向上。

会全体にとって必要で、その代行者として行うのである。めである。もちろん弱者保護や救済も、当事者のためはもちろん、社自治体が地域環境を整備し、地域経営を行うのは、全体の利益のた

せるものもある。 せるものもある。 せるものもある。 といわれるもののように周辺に不利益をもたられる。土地は地域を構成する重要な要素である。自治体の事業や行政れる。土地は地域を構成する重要な要素である。自治体の事業や行政ースが出てくる。とくに土地にからんでの利害は、かなり顕著に現わあるいは自己のために地域環境に負担をかける者や、損害を受ける者、しかし、地域環境から不当に利益を受ける者や、損害を受ける者、

**う少し狭くした方がよいが、それらの利害調整と、地域環境の整備充** 者の利益を逆の立場の者に回してゆくことを、一定地域の中で完結さ でもない。そこで、地域をまとまった物と考え、不当な利益を受ける の実情の中で生まれたものではなく、地域政策として考えられたもの あるいは一定の補償基準によって補償される。しかし、それらは地域 それは広くは中央政府を含めた公的資金の公正な投資にならない。 利益を受ける特定者だけは一人占めという社会的公正を欠いた運営で すことができるだろう。自治体は事業を行い支出を行うだけ、 だけの利益になることを回避し、その財源と利益との関係を住民に示 実を併行して行うことにより、公的な地域環境整備の事業も、 ない。こうした地域とは、現在の自治体の地域より場合によってはも せれば、不当な利益を一人占めにしたり、正直者がばかをみることか は、自治体の信頼を高めることはできないし、地域経営ともいえない。 それらは、 個々の中央の政策の中の税法によって吸い取られたり、 そして 特定者

#### おわりに

き、市民が責任をもって負担をふくめ、意識して運営に当ることであの自治体間の財政平衡を図るもの以外は自治体の自主財源 に し て お体に流すことは、その自立性ばかりでなく効率性を殺いでいる。一定る。現行のように国民の税金をいったん国のパイプで吸い上げて自治ることが基本である。運営に失敗すれば、その不利益は市 民 が 受 けは、市民が自治体を「私たち」の資金やルールで運営してゆくと考えて、自立的、自主的自治体をいかにして作ってゆくかである。自立とすでに述べたように、自治体改革の課題は、民主的地域経 営 体 と しすでに述べたように、自治体改革の課題は、民主的地域経 営 体 と し

る。

らず、不当な圧力に曲ってしまうことにもなるのである。自治体に委せたら何をやるかわからない。不当な政治圧力に弱い、だから今の自治体は自分で正しいという政策についての自信をもっておから重大な政策決定は任せられない、という。そう言われるような面から重大な政策決定は任せられない、という。そう言われるような面から重大な政策決定は任せられない、という。そう言われるような面から重大な政策決定は任せられない。という。そう言われるような面から重大な政策決定は任せられない。不当な政治圧力に弱い、だらが、不当な圧力に由ってしまうことにもなるのである。

大きな負担をかけることにもつながるのである。 ことは結局、自治体ばかりでなく、国政も無責任に過大化して国民にのだから官僚まかせで、無責任な運営が行われることになろう。その大な負担を負わなくてはならない。それでは自分たちのものではない大な負担を負わなくてはならない。それでは自分たちのものではないより、それが不当であれば、住民が大きな不利益を受け、あるいは過あり、それが不当であれば、住民が大きな不利益を受け、あるいは過

自治体の行財政改革が行われなければならないのである。自治体の行財政改革が行われなければならないのである。とすること、それには責任事務や補助金を整理し、自治体を中央の側をすること、それには責任事務や補助金を整理し、自治体を中央の側をすること、それには責任事務や補助金を整理し、自治体を中央の側をすること、それには責任事務や補助金を整理し、自治体を中央の側をすること、それには責任事務や補助金を整理し、自治体を中央の側をすること、それには責任事務や補助金を整理し、自治体を中央の側をすること、それには責任事務や補助金を整理し、自治体を中央の側をすること、それには責任事務や補助金を整理し、自治体を中央の側をする。